

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

1 令和2年職員の給与に関する勧告の概要

- ・特別給の年間支給月数を0.05月引下げ、期末手当から差し引き
- ・職員の平均年間給与は、約2万円の減
- ・月例給については、別途勧告予定

2 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等により期末手当の引下げ

期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

			年間支給月数		
			現 行	令和2年度(案)	令和3年度以降(案)
再任用 職員 以外の 職員	管理職員 以外の職員	期末手当	2.60	2.55(0.05)	2.55(0.05)
		6月	1.15	1.15(----)	1.125(0.025)
		12月	1.20	1.15(0.05)	1.175(0.025)
		3月	0.25	0.25(変更なし)	0.25(変更なし)
	管理職員	期末手当	2.20	2.15(0.05)	2.15(0.05)
		6月	0.95	0.95(----)	0.925(0.025)
		12月	1.00	0.95(0.05)	0.975(0.025)
		3月	0.25	0.25(変更なし)	0.25(変更なし)
再任用 職員	管理職員 以外の職員	期末手当	1.45	1.40(0.05)	1.40(0.05)
		6月	0.65	0.65(----)	0.625(0.025)
		12月	0.70	0.65(0.05)	0.675(0.025)
		3月	0.10	0.10(変更なし)	0.10(変更なし)
	管理職員	期末手当	1.25	1.20(0.05)	1.20(0.05)
		6月	0.55	0.55(----)	0.525(0.025)
		12月	0.60	0.55(0.05)	0.575(0.025)
		3月	0.10	0.10(変更なし)	0.10(変更なし)

令和2年度分の引下げは、本年12月期末手当において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.65月 4.60月(0.05月)
- ・再任用職員 2.45月 2.40月(0.05月)

3 施行期日

本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

令和3年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和3年4月1日